

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月28日提出

【計算期間】 第7期計算期間 自 平成20年6月21日 至 平成21年6月22日

【ファンド名】 S G償還時元本確保型ファンド02-07

【発行者名】 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 出川昌人

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町5番1号

【事務連絡者氏名】 ディスクロージャー部 青木 章人

【連絡場所】 東京都中央区日本橋兜町5番1号

【電話番号】 03-3660-5102

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドはソシエテ ジェネラルの完全子会社であるエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイが発行する社債（エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス債、以下「SGA債」[※]）に主に投資することによって、毎決算日（年1回）に一定の分配金と、償還時に元本を確保しつつ、収益を生み出すことを追求します。

※SGA債は、円建てのユーロ・ミディアム・ターム・ノートであり、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント オルタナティブ インベストメンツが運用するファンド オブ ヘッジ ファンズ「SGAMA I エクイリブリアム ファンド」、およびこれに類似するファンド オブ ヘッジ ファンズ（以下「SGAMA I エクイリブリアム ファンド等」といいます。）、ならびに、債券、短期金融商品等のパフォーマンスに連動しています。その結果、SGA債に投資するファンドは、SGAMA I エクイリブリアム ファンド等のパフォーマンスを一部反映します。

② ファンドの基本的性格

ファンドは単位型投信／内外／資産複合／特殊型（条件付運用型）に属します。商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型投信	内外	不動産投信	E T F	特殊型
		その他資産（ ）		(条件付運用型)
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

単位型投信	当初募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
内 外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が株式、債券、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型 （条件付運用型）	目論見書または信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもののうち、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託修了日等が明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載のあるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド	あり	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
債券		北米				
一般 公債 社債	年4回	欧州			その他	ロング・ ショート型/絶 対収益追求型
その他債券	年6回	アジア	ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし	（ ）	
クレジット 属性（ ）	（隔月）	オセアニア				その他 （ ）
不動産投信	年12回 （毎月）	中南米				
その他資産 （投資信託証券 （株式））	日々	アフリカ 中近東（中東）				
資産複合 （ ）		エマージング				

資産配分固定型	その他					
資産配分変更型	（ ）					

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

債券、その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または公社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回 決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載のあるものをいう。

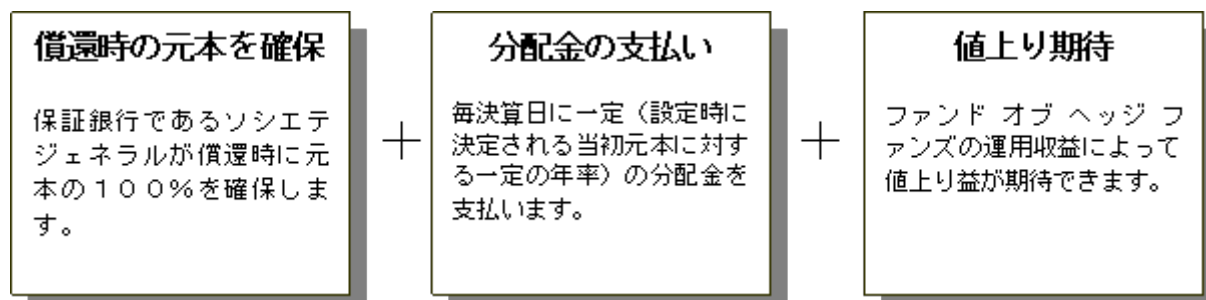
※ 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のウェブサイト（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は400億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

④ ファンドの特色

償還時の元本を確保しつつ、毎決算日（年1回）に一定の分配金を支払い、ファンド オブ ヘッジ ファンズによる値上り益を追求するファンドです。



1. 償還時に元本の100%を確保します。

- ソシエテ ジェネラルが保証銀行となり、償還時（平成24年6月29日）の、元本を100%（10,000口あたり10,000円）を確保します。
- ソシエテ ジェネラルの格付は平成20年8月末日現在Aa2（ムーディーズ）、AA⁺（S & P）です。
- 元本の確保は償還時のみとなります。
- 途中解約時は解約申込日（原則として毎月20日）の翌営業日の基準価額での解約となり、元本が確保されるものではありません。

2. 毎決算日（年1回）に一定の分配金を支払います。

- ファンドの設定時（平成14年7月19日）に1口当たりの分配額を決定、この額を毎決算日に

分配します。

■ 決算は毎年6月20日（日本が休業日の場合は翌営業日）です。

3. ファンドは、ファンド オブ ヘッジ ファンズ（SGAM AI エクイリブリアム ファンド等）のパフォーマンスを一部反映します。

ファンドは、ファンド オブ ヘッジ ファンズ（SGAM AI エクイリブリアム ファンド等）のパフォーマンスに一部連動する債券に集中投資することで値上り益が期待できます。

■ ヘッジ ファンドとは

株式、債券などの伝統的資産の運用だけでなく、様々な資産・運用戦略を組み合わせること
で、市場の全体の値動きに左右されない収益を目指す運用戦略の総称をいいます。

■ ファンド オブ ヘッジ ファンズとは

多様な戦略のヘッジ ファンドを厳選し、適切に組み合わせて分散投資を行うことにより、リ
スクを低減させながら、長期における安定したリターンを追求するファンドです。

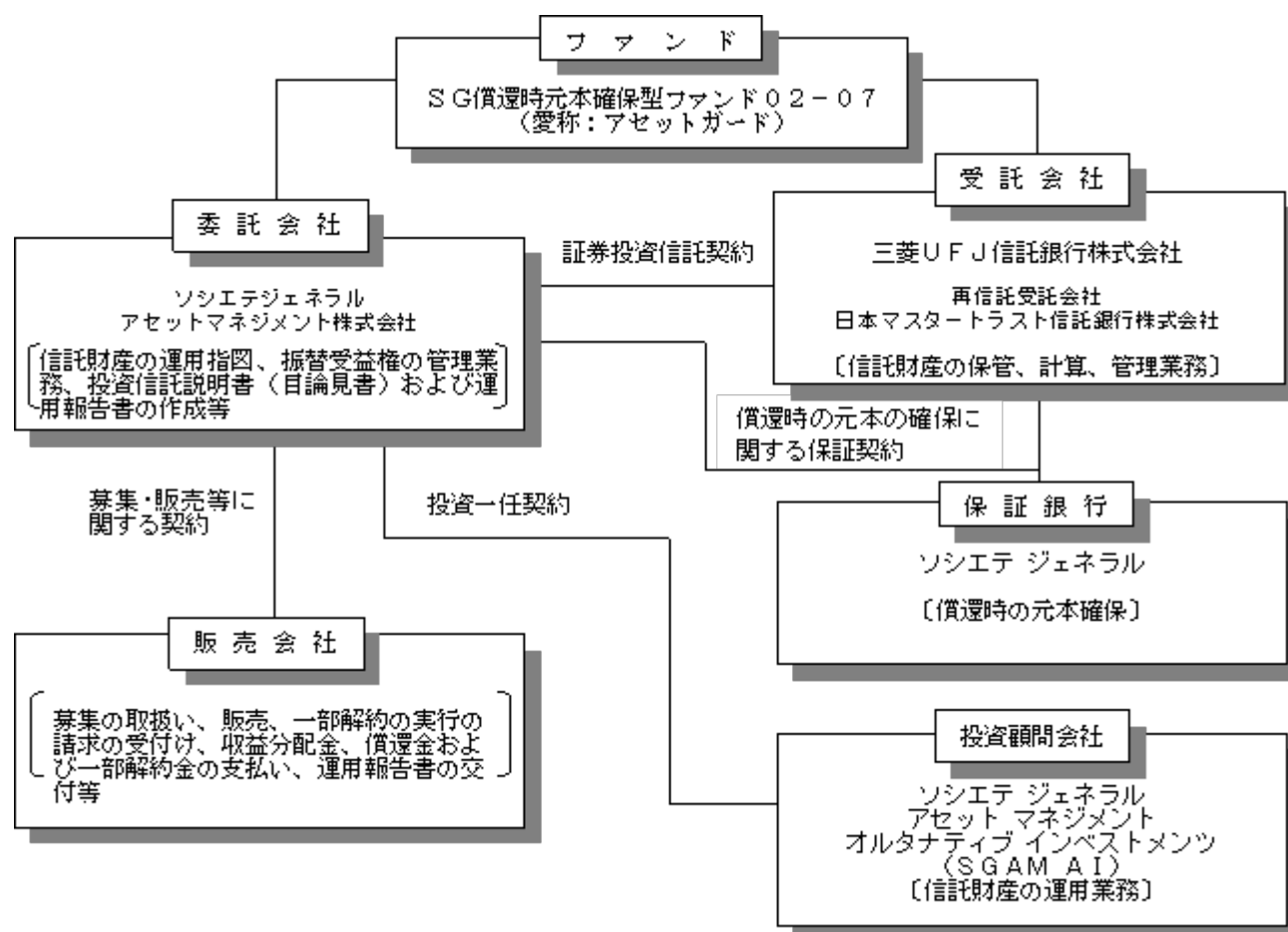
SGAM AI エクイリブリアム ファンド等とは、SGAM AIが運用する「SGAM
AI エクイリブリアム ファンド」、およびこれに類似するファンド オブ ヘッジ ファン
ズです。

なお、SGAM AI エクイリブリアム ファンドはルクセンブルグ証券取引所に上場して
います。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約（信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
保証契約	委託会社、受託会社および保証銀行の間で締結する、当該証券投資信託に基づくファンドの償還時における元本の確保を目的とする保証契約
投資一任契約	委託会社と投資顧問会社の間で締結する、委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

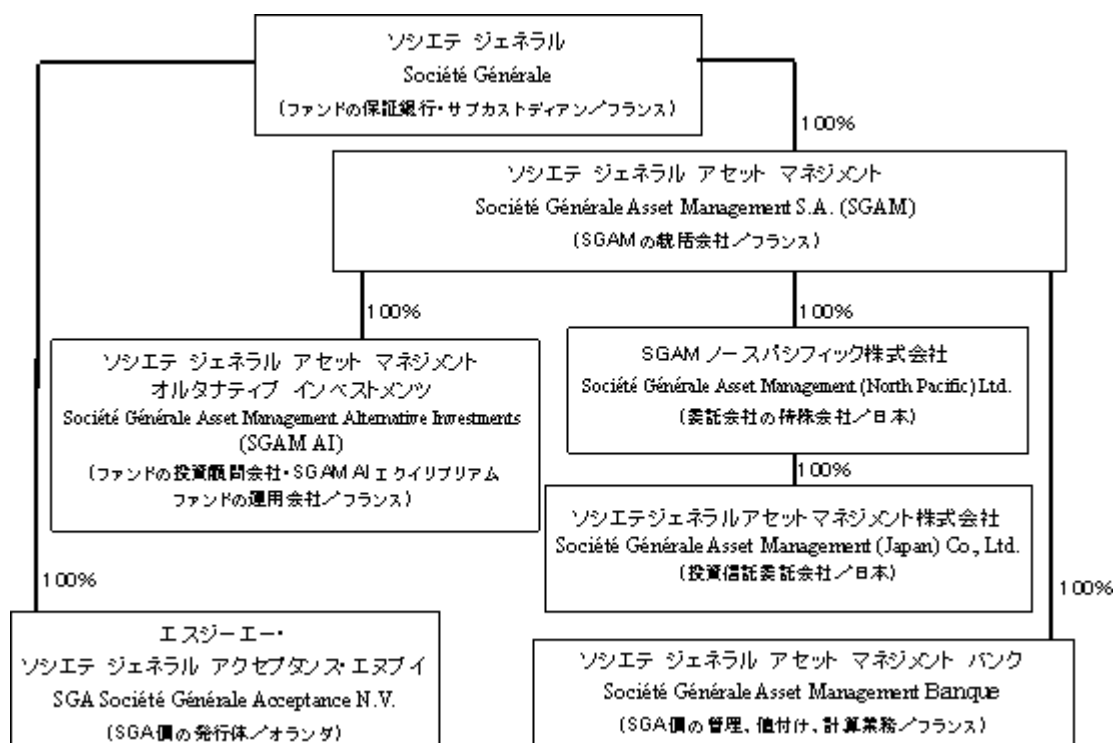
委託会社の概況

名 称 等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本の額	1 2 億円			
会 社 の 治 革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現S G A Mノースパシフィック（株））が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	S G A Mノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

（本書提出日現在）

《参考》

ファンドにおける関係会社の資本関係



＊ 図中の配分率表示で示してある数字はそれぞれ上に記された会社の出資比率です。

（本書提出日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

エスジーイー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイ

SGA

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
(本社・フランス パリ)

SGAM

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント オルタナティブ インベストメンツ

SGAM AI

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
(本社・日本 東京)

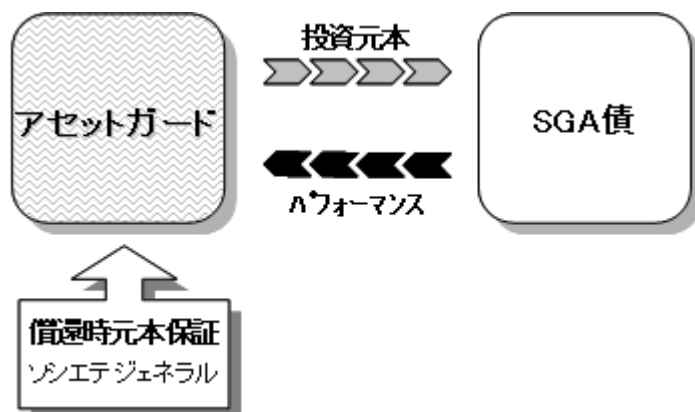
SGAM ジャパン

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは原則として、ソシエテ ジェネラルのグループ会社であるエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイが発行する債券、SGA債を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。

<ファンドの仕組み>



<SGA債>

発行体 : エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイ (SGA Societe Generale Acceptance N.V.)

●ソシエテ ジェネラルの100%子会社です。

債券の種類 : ユーロ円建て・利付債券 満期約10年

●SGA債はユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムにもとづき発行される社債です。

●SGA債の利息収入は信託報酬等を差し引いた後、ファンドの分配金に充てます。

債券の性格 :

●SGA債の発行預り金はマネジド・アカウントを通してSGAM AI エクイリブリアム ファンド等ならびに債券および短期金融商品等に投資します。

●SGA債のパフォーマンスはSGAM AI エクイリブリアム ファンド等のパフォーマンスを一部反映します。その結果、SGA債に投資するファンドのパフォーマンスも、SGAM AI エクイリブリアム ファンド等のパフォーマンスを一部反映します。

※SGAM AI エクイリブリアム ファンド等に対する最大投資額はファン

ドの純資産の150%を上限とします。

《参考情報》

＜ヘッジ ファンド運用の特徴＞

- ※ 空売りやデリバティブの活用等により、多様な運用手法が存在することから、伝統的資産運用では対応が難しい環境でもプラスのパフォーマンスの可能性
- ※ パフォーマンス評価は、ベンチマーク対比ではなく、絶対パフォーマンス
- ※ 伝統的資産運用に対するリスク分散効果への期待

世界の大金家のファミリーマネーや機関投資家、年金基金等の幅広い投資家が利用（50年以上の歴史）

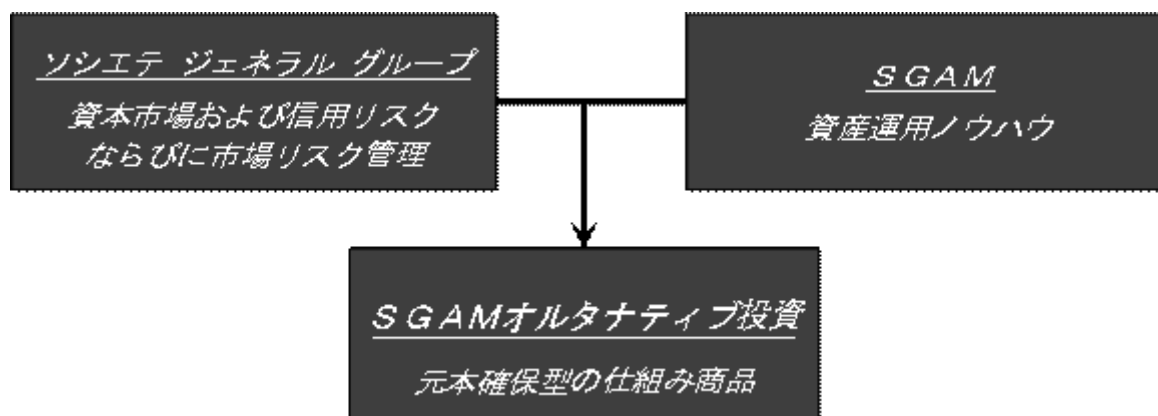
しかしながら、、、、、、、

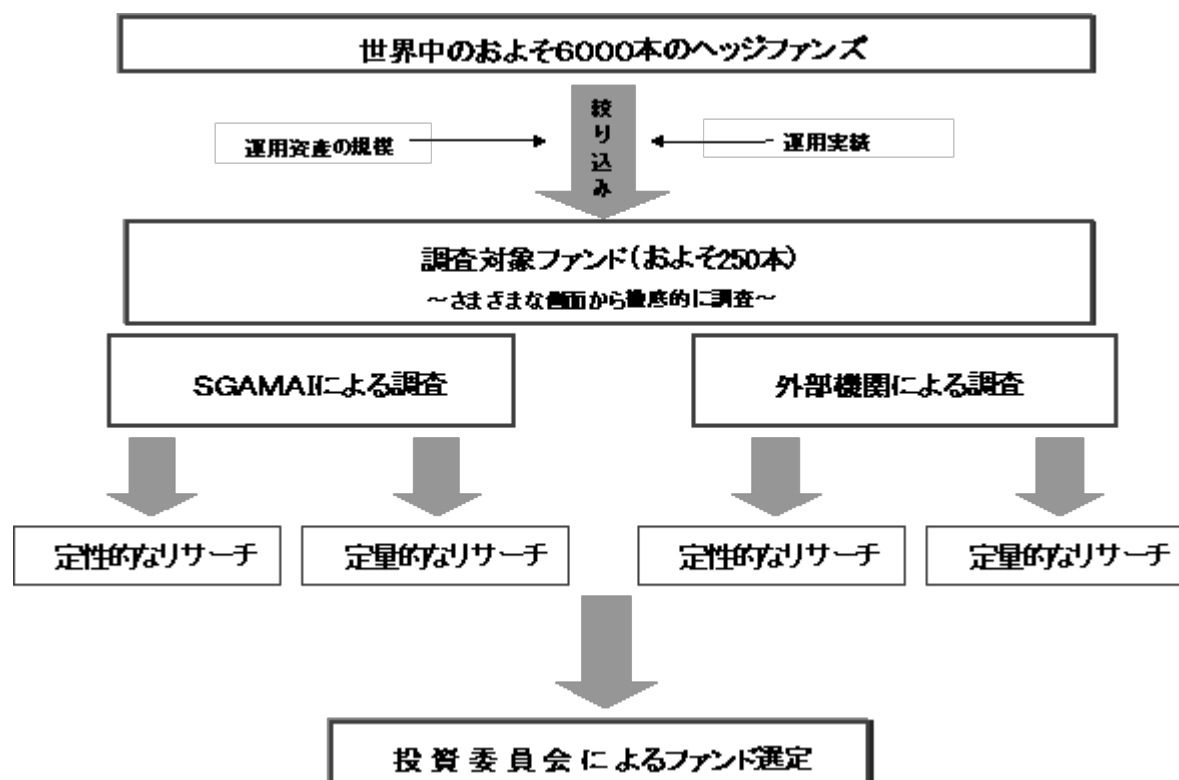
新たにヘッジファンド運用を開始するには、（特に日本人にとって）いくつかのハードルが存在

- ※ 絶対的な情報量の不足
→ 日本に存在するヘッジファンドはごくわずか
- ※ 高額の最低投資金額
- ※ 運用内容について、十分な情報開示を得ることが困難
- ※ 個々の戦略は、リスクが大きい場合がある

＜SGAM AI エクイリブリアム ファンド＞

- SGAM AI エクイリブリアム ファンドを運用資産へ組み入れることにより、絶対リターンを追求するとともに市場の下落局面で下方リスクが抑制され、かつ、より分散されたポートフォリオの構築が可能となります。
- 新規の募集を停止していたり、最低投資金額が高いために、通常アクセスが難しい有能なヘッジファンド マネジャーへのアクセスが可能となります。
- ソシエテ ジェネラルの運用、資本市場およびリスク管理のノウハウが集約されています。



SGAM AI エクイリブリアム ファンドの運用プロセス

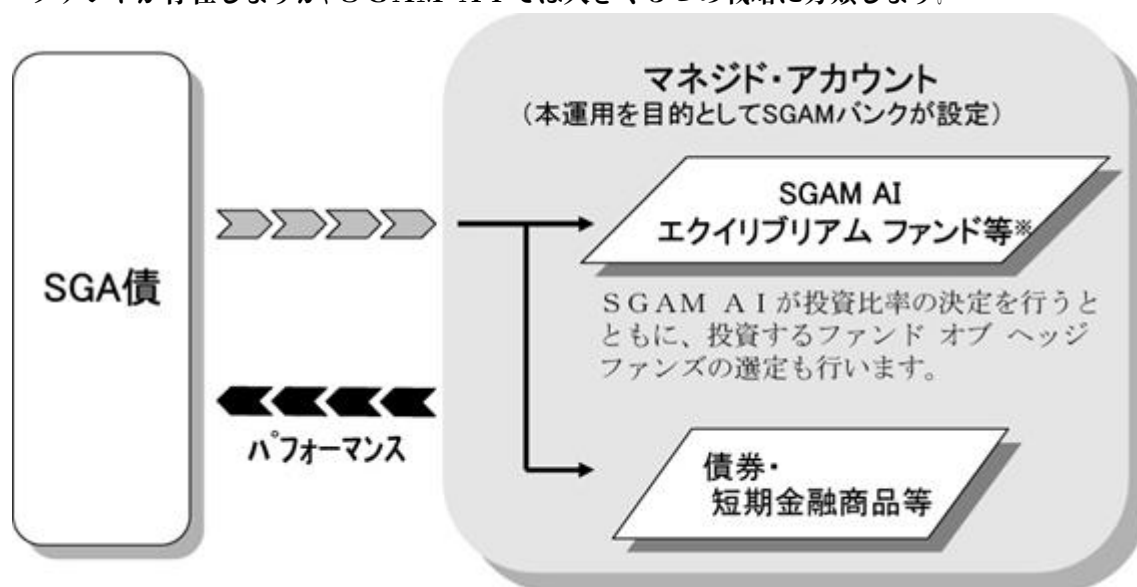
世界中で運用されている約6,000本のヘッジ ファンドの中から、運用資産の規模、運用実績等から約250本のヘッジ ファンドを抽出し、定性評価、定量評価を併用した徹底的な調査をもとに、20～30本のヘッジ ファンドを選びます。

また、株式ヘッジ戦略、相対価値戦略、方向性追随型戦略に分類し、ポートフォリオの最適化を図ります。

投資対象となるヘッジ ファンドの選択ならびに運用戦略別アロケーションは、投資委員会にて行われます。ポートフォリオの構築には関与しませんが、データソースとして外部コンサルタントの利用もします。

SGAM AI エクイリブリアム ファンドの投資戦略

- 投資対象であるヘッジ ファンドには、多種多様な資産クラス、投資戦略、投資スタイルを有するファンドが存在しますが、SGAM AIでは大きく3つの戦略に分類します。



■ 株式ヘッジ戦略

- 主に核となる株式を買い持ちしつつ、状況に応じて株式・インデックスの売りポジション等を組み合わせて運用する戦略です。ポジションは市場環境により買い持ち超、売り持ち超いずれにも傾きます。

■ 相対価値戦略

- 割安なものを買うと同時に、割高なものを空売りしたり、特殊な状況下にある企業価値に着目することで市場リスクをゼロにし、そのサヤを取る戦略です。
 - ・イベントドリブン： 企業の買収・合併、清算、リストラ等のイベントにより企業価値が大きく変わる可能性に注目する戦略です。
 - ・ディストレス： 経営難に陥った企業の債券や株式が企業価値に比較して割安と判断されるものに投資する戦略です。
 - ・転換社債裁定： 転換社債とは株式に転換できる社債です。転換社債の価値がその株式・債券と比較して歪みがある場合これを利用する戦略です。

■ 方向性追随型戦略

- 市場に一定の方向性が出ると予測されるところに（買いまたは売りの）ポジションを持つ戦略です。
 - ・グローバル・マクロ： グローバルな経済環境の変化を分析して、世界中の株式・通貨・金利、その他様々なデリバティブも駆使して買い持ち、売り持ちのポジションを組む戦略です。
 - ・CTA： コモディティ・トレーディング・アドバイザーの略です。世界中の上場商品先物取引のみならず、株式、金利、債券等の先物市場にも投資します。

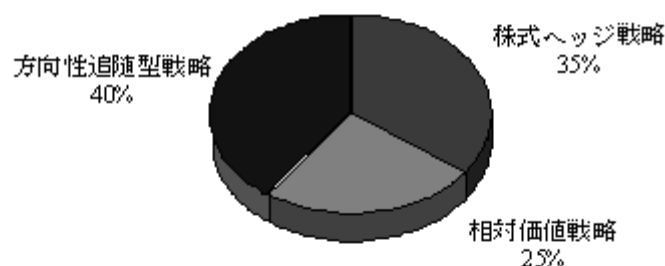
SGAM AI エクイリブリアム ファンドのヘッジ ファンド運用戦略別アロケーションの一例

投資環境に応じて、運用戦略別アロケーションをダイナミックに変更します。

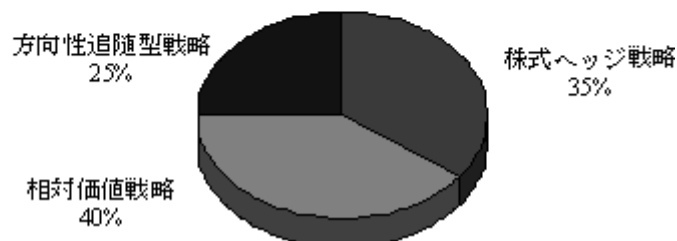
■ 強気相場：株式ヘッジをオーバーウエイト



■ 弱気相場：方向性追随型をオーバーウエイト



■ 方向性の無い相場：相対価値型をオーバーウエイト



＊上図は、アロケーションの考え方を示すためのイメージ図であり、例示された市場環境において必ずしも同様のアロケーションとなることを約束するものではありません。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

A 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (a) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (b) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (c) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (d) 外国金融商品市場において行う取引であって、(a)から(c)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

- (e) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (f) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (g) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (h) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (i) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）にかかる権利

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

主として「S G A債」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

(a) コマーシャル・ペーパー

(b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記③の(a)から(f)までに掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

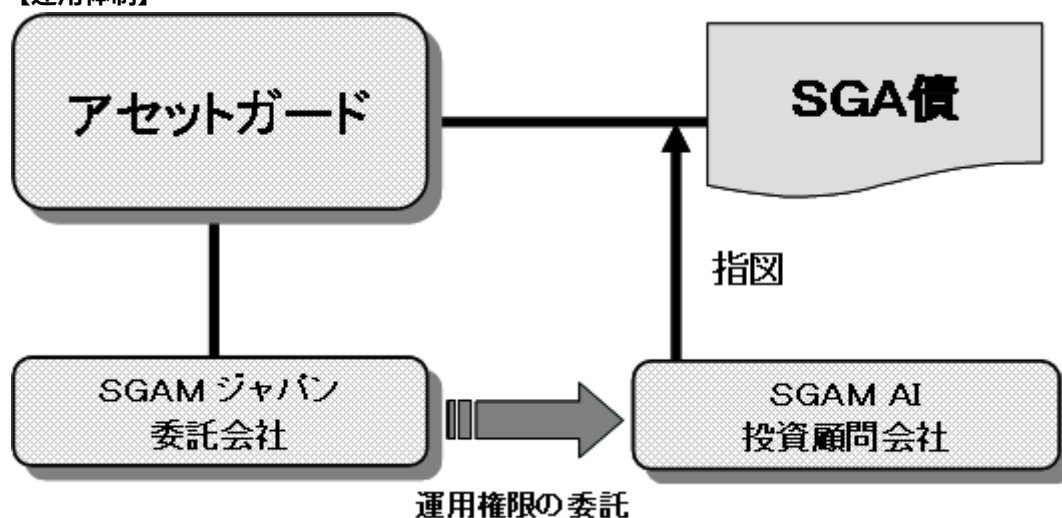
⑤ その他

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計

額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産額の10%を超えないこととします。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(3) 【運用体制】



ファンドの投資顧問会社であるSGAM AIが、運用の指図をします。SGAM AIは、仕組み商品部門として平成9年に設立された、SGAMの100%子会社です。

(4) 【分配方針】

信託財産から生じる利益（以下「収益」といいます。）は、原則として決算日ごとに以下の方針に基づき分配されます。

① 収益分配方針

毎決算時（原則として6月20日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。ただし、第11期計算期間（平成24年6月21日から平成24年6月29日まで）は分配を行いません。

(a) 分配対象額の範囲

元本超過額、または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配方針金額

1口あたりの分配額は、委託会社がファンドの主要投資対象であるSGA債の利回り水準等を勘案して設定時（平成14年7月19日）に決定します。この一定の分配額を、毎決算日に支払います。

(c) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 収益の分配

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額控除後、収益分配前の信託財産の純資産額に応じて、次に掲げる額とします。

(a) 当該純資産総額が当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額

(b) 当該純資産総額が当該元本額に満たない場合には、配当等収益から信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

③ 収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金のお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、2007年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

(5) 【投資制限】

① 信託約款に基づく投資制限

- (イ) SGAが発行する債券、SGA債以外への投資は、約款の規定の範囲で行います。
- (ロ) 株式への直接投資は行いません。
- (ハ) 外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券およびユーロ円建ての有価証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- (ニ) 同一銘柄の債券へ純資産額の50%を超えて投資することができます。
- (ホ) 公社債の空売りの指図はしません。
- (ヘ) 公社債の借入れの指図はしません。
- (ト) 資金の借入れについては、約款の規定の範囲で行います。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドが最終的に投資する投資先のファンドは、有価証券など値動きのある証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、ファンドは、償還時の元本は確保されていますが、金融機関の預金と異なり途中解約時の元金が保証されているものではありません。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者の皆様に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 主なリスク

1) 倒産リスク

ソシエテ ジェネラルは、ファンドの償還時における元本の保証銀行です。したがって、ファンドはソシエテ ジェネラルの信用リスクの影響を受けます。ソシエテ ジェネラルが倒産し、ファンドの償還時における基準価額が元本を下回っていた場合、元本は確保されません。また、ファンドはSGA債に投資することから、SGA債の発行会社であるエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイの倒産リスクの影響も受けます。

2) 金利変動リスク・希薄化リスク

ファンドはSGA債に投資することから、金利変動リスクの影響を受けます。また、ファンドの償還日における償還価額は、これに関し支払われるべき手数料および費用を理由とする希薄化の影響を受けます。

3) ファンド オブ ヘッジ ファンドの投資リスク

ファンドはSGA債に投資することから、SGA債のリターンに最終的に影響を与えるファン

ド オブ ヘッジ ファンズの投資リスクも反映します。

① トレーディング・アドバイザー

ファンド オブ ヘッジ ファンズの運用成績は、投資先のヘッジ ファンドの運用成績次第です。SGAM AIは、ヘッジ ファンド・トレーディング・マネージャー側の詐欺行為または不正表示のリスクを防ぐことはできない可能性があります。

② 複数のヘッジ ファンド

一定の状況において、SGAM AIは、ヘッジ ファンドを解任し、入れ替え、追加することができます。かかる措置の結果、ファンド オブ ヘッジ ファンズの全体的運用成績が、ある期間損なわれることがあります。

③ 独立したヘッジ ファンド

ヘッジ ファンドは、互いに独立して取引し、時には経済的には相殺し合うポジションを保有することがあります。ヘッジ ファンドが実際にかかるポジションを保有する範囲において、ファンド オブ ヘッジ ファンズ全体としては、発生しうる手数料または費用にも関わらず、何らの損益をも達成しないことがあります。

④ 変動の大きな投資対象への投資

ファンド オブ ヘッジ ファンズは、新興市場のファンドまたは金融デリバティブ等変動の大きな商品に投資するファンドに投資することがあります。そのほか、デリバティブまたは借り入れの利用を通じて、その純資産価額の乱高下をさらに高めることになるレバレッジされた戦略を実施することがあります。

⑤ デリバティブ商品の利用

ファンド オブ ヘッジ ファンズは、ヘッジ目的のために用いられるデリバティブ商品を利用することがあり、またかかる商品を利用するファンドに投資することがあります。かかる商品は、空売りまたはオプション引受けのためにも利用されることがあり、当初の預託金または受取りプレミアムを大きく上回る損失となることがあり得ます。

⑥ 新興市場への投資

ファンド オブ ヘッジ ファンズの裏付けとなる投資対象およびファンド オブ ヘッジ ファンズが投資するファンドの裏付けとなる投資対象には、新興国の経済または証券市場の国々の発行体の有価証券が含まれることがあります。多くのかかる国々の政治・経済体制は重大な変容と急速な発展の過程にあったり、先進国を特徴づける社会・政治および経済の安定性を欠くことがあります。かかる一部の国々は、過去において私有財産権を認めなかったり、時には私企業の資産を国有化または収用したことがあります。その結果、国有化・資産の収用または通貨交換の制限を含むかかる国々への投資のリスクは増大することがあります。そのほか、予想外の政治的または社会的展開が、ファンド オブ ヘッジ ファンズの裏付けとなる投資対象の価格に影響することがあります。

⑦ クローズドエンド型投資信託への投資

投資ファンド オブ ヘッジ ファンズは、流動性が一部制限されたファンドその他の投資スキームに投資することがあります。そのほか、同ファンドは、監督当局による投資スキームへの監督が全く、または、ほとんど行われていない法域で設定されたヘッジ ファンドおよび投資スキームに投資することがあります。その上、他のファンドおよび投資信託への投資は、ファンド オブ ヘッジ ファンズによる直接投資よりも透明性が低いことがあります。

⑧ 為替相場リスク

ファンド オブ ヘッジ ファンズの資産のかなりの部分は、日本円以外の通貨で運用されま

す。さらに、外国為替市場等の一部市場は、しばしば市場に直接もしくは間接的に影響する政府の介入を受けます。

⑨ 買付申込みまたは解約請求の影響

大量の買付申込みまたは解約請求が、ファンド オブ ヘッジ ファンズの純資産価額（ファンド オブ ヘッジ ファンズが投資するファンドを含む。）に影響するような資産の早急の清算、または、資産の一時的な希薄化をもたらすことがあります。解約はまた、ファンド オブ ヘッジ ファンズの固定コストがより少ない投資家間で分担されることになるため、残る投資家にとってはより高い費用負担をもたらすことになり得ます。

⑩ 取引額および分散化

ファンド オブ ヘッジ ファンズは、他のファンドへの投資その他を通じて直接・間接的に多額の取引コストを負担しなければならないことがあります。そのほか、分散化の結果、ファンド オブ ヘッジ ファンズが投資するファンドの一部アドバイザーは、たとえファンド オブ ヘッジ ファンズ全体として利益を実現していない場合であっても顧問報酬および成功報酬を受け取ることがあります。

⑪ 非流動性商品

ファンド オブ ヘッジ ファンズは、その投資方針の一環として、特定の性質を理由として他の商品よりも大幅に流動性が低い商品に投資することができ、またかかる商品に投資するファンドに投資することができます。その結果、ファンド オブ ヘッジ ファンズは、当該資産の価格が大きく変動する期間中に当該資産を換金しようとする時には大幅な遅滞を被ることがあります。

⑫ 取引相手リスク

ファンド オブ ヘッジ ファンズは、取引相手のパフォーマンスまたは信用リスクを受けることになり得るスワップ、買戻、貸付、その他の取引を行うファンドに投資します。

⑬ 破産または債務不履行

ファンド オブ ヘッジ ファンズが投資するファンドのための取引を執行するために採用されるプライム・ブローカーまたはその他ブローカーの破産の場合、同ファンドは、その資金を回収できないことがあります、また投資家は、本来高い収益性をあげられたとしても、多額の損失を被ることがあり得ます。

⑭ 規定上の変更

法令の追加的変更が、ファンド オブ ヘッジ ファンズまたはそれが投資するファンドに、重大な悪影響を及ぼすことがあり得ます。

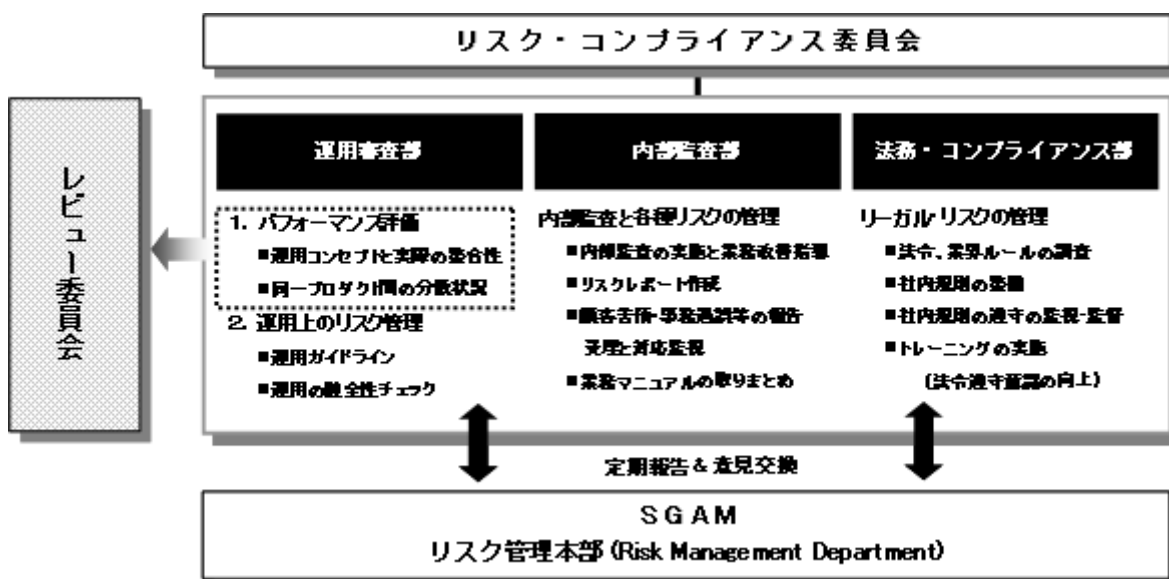
(2) 投資顧問会社（SGAM AI）のリスク管理について

SGAMグループ内の独立したミドルオフィスが、リスク管理を担当しており、組入れ資産等のモニタリングを常時行っています。さらに、SGAM AIのリスク管理部門が、オペレーショナルリスクのモニタリングを行っています。

(3) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



*上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、1口1円に、取得申込口数に応じて2.1%（税抜き2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.82%以内を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.440%以内	0.330%	0.050%

SGAM AI エクイリブリアム ファンド等への組入比率がファンドの純資産総額の1.250%以下となった場合、委託会社と販売会社の報酬はそれぞれ0.140%、0.050%まで引下げられます。

(4)【その他の手数料等】

- ① 償還時の元本の確保に関して支払う銀行保証料は、純資産総額に対して年率0.06%以内です。保証料は、信託財産中から支弁します。また、運用の外部委託にかかる投資顧問報酬は、純資産総額に対して年率0.20%以内です。この報酬は上記(3) 信託報酬等に定める委託者報酬に含まれてい

ます。投資顧問報酬は委託会社から投資顧問会社に直接支払われます。

- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 委託会社は、前項に定める信託事務の処理に要する諸費用の支払いを信託財産のためにを行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、実際の費用にかかわらず当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.021%（税抜き0.020%）を乗じて得た金額を毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
- ⑤ ファンドの主要投資対象であるSGA債には、別途年率0.25%以内の管理報酬が課せられます。また、ファンドが間接的に投資するSGAMIエクイリブリウムファンドの信託報酬は、SGA債のSGAMIエクイリブリウムファンドに対する投資額が15億円以上の場合年率1.20%となり、15億円未満の場合は1.50%となります。

(5)【課税上の取扱い】

① 元本額について

(a) 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の元本超過額が課税対象となります。

(b) 収益分配金の課税について

収益分配金は源泉分離課税の対象となります。すなわち、15%の税率による所得税の源泉徴収、および5%の率による地方税の源泉徴収がされます。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

- ◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年7月末日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社 債 券	オランダ	1,578,611,049	96.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		57,107,541	3.49
合計（純資産総額）		1,635,718,590	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年7月末日現在

国／ 地域	銘柄	種類	額面 (円)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	時価金額 (円)	利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
オラ ンダ	SOCIETE GENERALE ACCEPTANCE NV	社債券	1,585,110,000	100.00	1,585,110,000	99.59	1,578,611,049	0	2012/06/19	96.51
有価証券合計			-	-	1,585,110,000	-	1,578,611,049	-	-	96.51

（注1）組入時価比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

（注2）単価は額面当たりを表示しています。

（注3）社債券の評価単価については、利含みで提供されております。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり 基準価額 (円)
第1期計算期間末（平成15年 6月20日）	6,736 (6,752)	10,698 (10,723)
第2期計算期間末（平成16年 6月21日）	5,878 (5,893)	9,605 (9,630)
第3期計算期間末（平成17年 6月20日）	3,849 (3,859)	10,157 (10,182)
第4期計算期間末（平成18年 6月20日）	1,923 (1,928)	9,738 (9,763)
第5期計算期間末（平成19年 6月20日）	1,787 (1,792)	9,821 (9,846)
第6期計算期間末（平成20年 6月20日）	1,650 (1,655)	9,654 (9,679)
第7期計算期間末（平成21年 6月22日）	1,631 (1,635)	9,978 (10,003)
平成20年7月末	1,674	9,792
8月末	1,675	9,856
9月末	1,634	9,819
10月末	1,634	9,874
11月末	1,641	9,916
12月末	1,647	9,957
平成21年1月末	1,648	9,960
2月末	1,651	9,982
3月末	1,649	9,964
4月末	1,652	9,988
5月末	1,634	10,000
6月末	1,632	9,985
7月末	1,635	10,004

（注）カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

②【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（税込み） （円）
第1期計算期間（平成14年7月19日～平成15年6月20日）	25
第2期計算期間（平成15年6月21日～平成16年6月21日）	25
第3期計算期間（平成16年6月22日～平成17年6月20日）	25
第4期計算期間（平成17年6月21日～平成18年6月20日）	25
第5期計算期間（平成18年6月21日～平成19年6月20日）	25
第6期計算期間（平成19年6月21日～平成20年6月20日）	25
第7期計算期間（平成20年6月21日～平成21年6月22日）	25

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期計算期間（平成14年7月19日～平成15年6月20日）	7.23
第2期計算期間（平成15年6月21日～平成16年6月21日）	△9.98
第3期計算期間（平成16年6月22日～平成17年6月20日）	6.01
第4期計算期間（平成17年6月21日～平成18年6月20日）	△3.88
第5期計算期間（平成18年6月21日～平成19年6月20日）	1.11
第6期計算期間（平成19年6月21日～平成20年6月20日）	△1.45
第7期計算期間（平成20年6月21日～平成21年6月22日）	3.62

（注）収益率の算出方法：計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年 7月19日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) ファンドの取得申込期間（平成14年6月28日から平成14年7月18日まで）はすでに終了しております。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社の一部解約の実行の請求を行うことで換金ができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。一部解約の実行の請求単位は販売会社が個別に定めるものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、後述の(2)において記載されている解約日において、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時）を過ぎてからのお申込みは受付できません。

- (2) 解約日は、平成15年7月22日（火曜日）より、原則毎月20日のみとなります。ただし、日本の休業日、フランスの銀行休業日または金融商品市場の休場日の場合は翌営業日となります。また、平成15年7月21日まではクローズド期間中となりますので、この間の途中の一部解約は原則できません。なお、最終解約日は平成24年5月21日となります。受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由により、クローズド期間中であっても、委託会社に特別解約の請求をすることができます。ただし、特別解約の受付は、原則毎月20日のみとなります（日本の休業日、フランスの銀行休業日または金融商品市場の休場日の場合は翌営業日となります。）。

A 受益者が死亡したとき

B 受益者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき

C 受益者が破産宣告を受けたとき

D 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

E その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

なお、委託会社または委託会社の指定する販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を記する所定の書類の提出を求めることができます。

- (3) 手取額は、一部解約の申込みを受け付けた翌営業日の基準価額から所得税および地方税（解約価額が元本を上回った場合その超過額の20%）を差し引いた金額となります。
- (4) 受益者が、一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (5) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (6) 委託会社は、S G A 債の時価評価ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で一部解約の実行を中止することができます。これにより一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該ファンドの一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記(3)の規定に準じて算出した基準価額での解約とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に

支払います。

- (8) いずれかの解約日において、受益者からのファンドの解約請求の合計がその解約日におけるファンドの発行済のすべての受益権の10%を超える場合、委託会社は、その裁量で、解約請求が受領された該当する解約日にかかる発行済の受益権の当該超過口数に関して、解約請求を拒絶することができます。委託会社がこの理由で受益権に対する解約請求を拒否した場合は、当該解約日における解約請求は、按分比例して引下げられるものとし、解約請求にもかかわらず解約が行われなかった受益権は、その後に受領したいずれの解約請求に対しても優先して、その後の各解約日に解約されるものとします。ただし、委託会社は、元の解約請求にかかる受益権が適切に解約されるまでは、いずれの解約日でも発行済受益権の口数の10%を超える分について解約請求を受入れる義務はないものとします。

※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われています。2007年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。2006年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

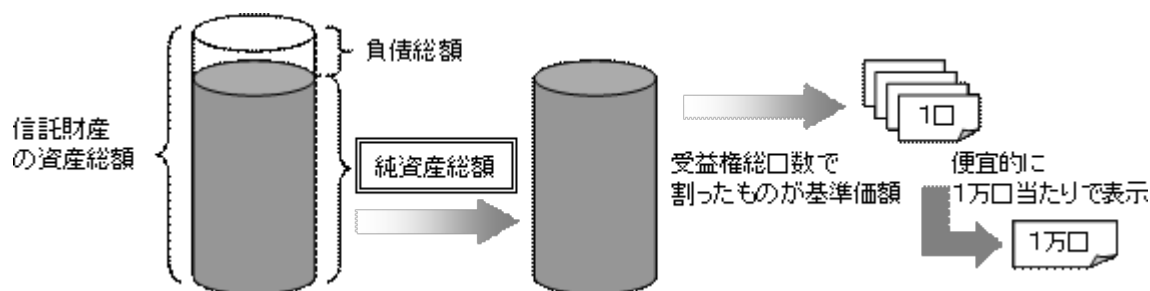
第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券は除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。なお外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社（下記、お問い合わせ先）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先：フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで）

インターネットでのお問い合わせ先：ホームページアドレス：www.sga.co.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成14年7月19日から平成24年6月29日までです。

(4)【計算期間】

- ① この信託の計算期間は、原則として毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし第1期の計算期間は、平成14年7月19日から平成15年6月20日まで、第11期の計算期間は平成24年6月21日から平成24年6月29日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

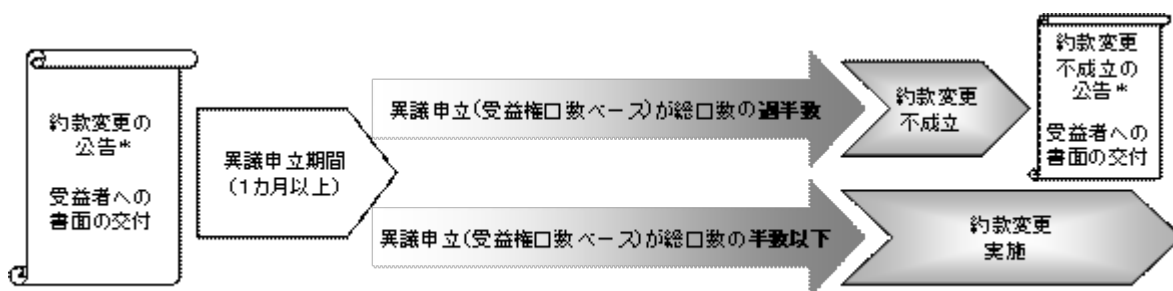
① 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）からお支払いします。

償還金の価額は、平成24年6月20日の翌営業日に計算される基準価額とします。ただし、当該基準価額が元本価額を下回っている場合においては、保証契約に従い償還価額は元本価額とします。償還金手取額は、平成24年6月20日の翌営業日の基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が元本額を上回った場合その超過額の20%）を差し引いた金額となります。ただし、かかる基準価額が元本価額を下回った場合は、保証契約に従い元本価額が償還価額となります。

② 信託約款の変更

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- B 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- D 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- E 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。
- F 前記Cの一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 償還時元本確保（保証）の終了

以下の場合、保証銀行は、ファンドの存続期間が満了するまでの間いつでも、委託会社、受託会社および保証銀行の間の保証契約を解約することにより、償還時の元本確保（保証）を終了させることができます。

- A ファンドの合併、分割、解散および清算の場合
- B 保証銀行の事前の書面による同意を得ないで、委託会社、投資顧問会社、受託会社、保管銀行が変更されたり、投資顧問契約、約款、保管契約が終了した場合
- C 保証銀行の事前の書面による同意を得ないで、約款、目論見書または届出書が変更された場合
- D 法令の変更により、ファンドに対して直接または間接に新たな財務的負担が生じた場合

E 保証契約に記載される委託会社および受託会社の表明および保証が虚偽もしくは不正確な場合

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

A 販売会社との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社との間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社または販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

B 投資一任契約の解除

投資一任契約の解除の必要が生じた場合は、90日前までにいずれかの事前通知によって行われます。

C 保証契約

保証契約については前記「③ 償還時元本確保（保証）の終了」をご参照ください。

⑤ 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記「② 信託約款の変更」の(イ)から(ニ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑥ 運用報告書の作成

毎期決算時および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

⑦ 信託の終了

A 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

イ 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

ロ やむを得ない事情が発生したとき

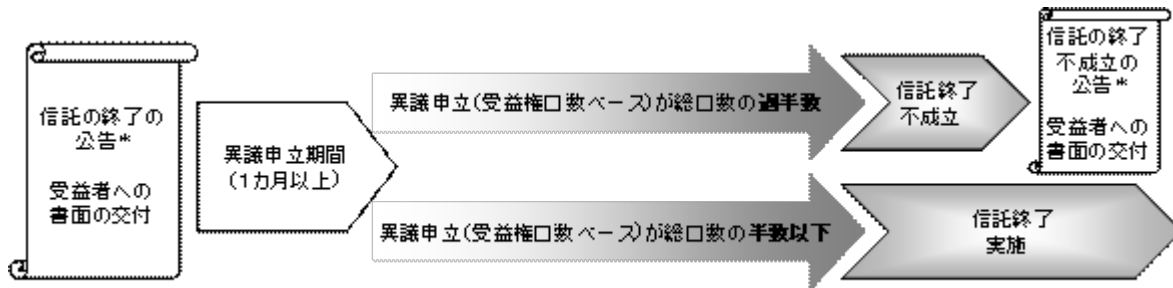
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨が付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

B Aの一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

C 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

イ 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

ロ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき

ハ 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※ 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

D 信託期間中にファンドの純資産総額が7億円を下回った場合には、委託会社の判断で、この信託契約を終了することができます。

E 前記「⑤ 受託会社の辞任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑧ その他

A 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

B ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

C 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

D 「⑦ 信託の終了」の規定に該当する場合は、保証銀行による償還時の元本確保を目的とした保証契約の適用は受けられません。

2【受益者の権利等】

(1)収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、保有する受益権口数に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第6期計算期間（平成19年6月21日から平成20年6月20日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により内閣府令第50号改正前及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第7期計算期間（平成20年6月21日から平成21年6月22日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により内閣府令第50号改正前及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第6期計算期間（平成19年6月21日から平成20年6月20日まで）については内閣府令第61号附則第3条により内閣府令第61号改正前及び内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第7期計算期間（平成20年6月21日から平成21年6月22日まで）については内閣府令第61号改正後及び内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成19年6月21日から平成20年6月20日まで）及び第7期計算期間（平成20年6月21日から平成21年6月22日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【S G債選時元本確保型ファンド02-07】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (平成20年6月20日現在)	第7期 (平成21年6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	67,946,556	64,577,294
社債券	1,593,661,518	1,573,697,208
未収利息	744	88
流動資産合計	1,661,608,818	1,638,274,590
資産合計	1,661,608,818	1,638,274,590
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,275,000	4,087,500
未払受託者報酬	427,758	415,246
未払委託者報酬	5,234,748	1,577,868
その他未払費用	830,536	805,450
流動負債合計	10,768,042	6,886,064
負債合計	10,768,042	6,886,064
純資産の部		
元本等		
元本	1,710,000,000	1,635,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△59,159,224	△3,611,474
元本等合計	1,650,840,776	1,631,388,526
純資産合計	1,650,840,776	1,631,388,526
負債純資産合計	1,661,608,818	1,638,274,590

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 平成19年6月21日 至 平成20年6月20日	第7期 自 平成20年6月21日 至 平成21年6月22日
営業収益		
受取利息	19,276,722	10,216,414
有価証券売買等損益	△28,097,306	54,207,158
その他収益	66,000	—
営業収益合計	△8,754,584	64,423,572
営業費用		
受託者報酬	866,784	830,667
委託者報酬	11,995,644	3,156,409
その他費用	1,795,325	1,664,746
営業費用合計	14,657,753	5,651,822
営業利益又は営業損失（△）	△23,412,337	58,771,750
経常利益又は経常損失（△）	△23,412,337	58,771,750
当期純利益又は当期純損失（△）	△23,412,337	58,771,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△32,541,887	△59,159,224
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,070,000	863,500
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,070,000	863,500
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	4,275,000	4,087,500
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△59,159,224	△3,611,474

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第6期 自 平成19年6月21日 至 平成20年6月20日	第7期 自 平成20年6月21日 至 平成21年6月22日
1.運用資産の評価基準 及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	社債券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの計算期間は平成19年6月21日から平成20年6月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成20年6月21日から平成21年6月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 (平成20年6月20日現在)	第7期 (平成21年6月22日現在)
1.計算期間の末日における受益権の総数 1,710,000,000口	1.計算期間の末日における受益権の総数 1,635,000,000口
2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 59,159,224円	2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,611,474円
3.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9654円 (10,000口当たり純資産額 9,654円)	3.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9978円 (10,000口当たり純資産額 9,978円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 平成19年6月21日 至 平成20年6月20日	第7期 自 平成20年6月21日 至 平成21年6月22日																																																																								
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として委託者報酬の中から支弁する額 3,207,934円	1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として委託者報酬の中から支弁する額 3,209,779円																																																																								
2.分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 4,580,064円（1万口当たり26円）のうち、4,275,000円（1万口当たり25円）を分配金額としております。	2.分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 4,476,745円（1万口当たり27円）のうち、4,087,500円（1万口当たり25円）を分配金額としております。																																																																								
<table><tr><th>項 目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>当ファンドの配当等収益額</td><td>A</td><td>19,342,722円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>C=A+B</td><td>19,342,722円</td></tr><tr><td>経費</td><td>D</td><td>14,657,753円</td></tr><tr><td>差引配当等収益額</td><td>E=C-D</td><td>4,684,969円</td></tr><tr><td>当ファンドの当期末残存受益権口数</td><td>F</td><td>1,710,000,000口</td></tr><tr><td>当ファンドの期中平均残存受益権口数</td><td>G</td><td>1,749,166,666口</td></tr><tr><td>分配可能額</td><td>$H=E \times F \div G$</td><td>4,580,064円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配可能額</td><td>$I=H \div F \times 10,000$</td><td>26円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>J</td><td>25円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>$K=F \times J \div 10,000$</td><td>4,275,000円</td></tr></table>	項 目			当ファンドの配当等収益額	A	19,342,722円	親ファンドの配当等収益額	B	－円	配当等収益合計額	C=A+B	19,342,722円	経費	D	14,657,753円	差引配当等収益額	E=C-D	4,684,969円	当ファンドの当期末残存受益権口数	F	1,710,000,000口	当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	1,749,166,666口	分配可能額	$H=E \times F \div G$	4,580,064円	1万口当たり分配可能額	$I=H \div F \times 10,000$	26円	1万口当たり分配金額	J	25円	収益分配金金額	$K=F \times J \div 10,000$	4,275,000円	<table><tr><th>項 目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>当ファンドの配当等収益額</td><td>A</td><td>10,216,414円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>C=A+B</td><td>10,216,414円</td></tr><tr><td>経費</td><td>D</td><td>5,651,822円</td></tr><tr><td>差引配当等収益額</td><td>E=C-D</td><td>4,564,592円</td></tr><tr><td>当ファンドの当期末残存受益権口数</td><td>F</td><td>1,635,000,000口</td></tr><tr><td>当ファンドの期中平均残存受益権口数</td><td>G</td><td>1,667,083,333口</td></tr><tr><td>分配可能額</td><td>$H=E \times F \div G$</td><td>4,476,745円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配可能額</td><td>$I=H \div F \times 10,000$</td><td>27円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>J</td><td>25円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>$K=F \times J \div 10,000$</td><td>4,087,500円</td></tr></table>	項 目			当ファンドの配当等収益額	A	10,216,414円	親ファンドの配当等収益額	B	－円	配当等収益合計額	C=A+B	10,216,414円	経費	D	5,651,822円	差引配当等収益額	E=C-D	4,564,592円	当ファンドの当期末残存受益権口数	F	1,635,000,000口	当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	1,667,083,333口	分配可能額	$H=E \times F \div G$	4,476,745円	1万口当たり分配可能額	$I=H \div F \times 10,000$	27円	1万口当たり分配金額	J	25円	収益分配金金額	$K=F \times J \div 10,000$	4,087,500円
項 目																																																																									
当ファンドの配当等収益額	A	19,342,722円																																																																							
親ファンドの配当等収益額	B	－円																																																																							
配当等収益合計額	C=A+B	19,342,722円																																																																							
経費	D	14,657,753円																																																																							
差引配当等収益額	E=C-D	4,684,969円																																																																							
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	1,710,000,000口																																																																							
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	1,749,166,666口																																																																							
分配可能額	$H=E \times F \div G$	4,580,064円																																																																							
1万口当たり分配可能額	$I=H \div F \times 10,000$	26円																																																																							
1万口当たり分配金額	J	25円																																																																							
収益分配金金額	$K=F \times J \div 10,000$	4,275,000円																																																																							
項 目																																																																									
当ファンドの配当等収益額	A	10,216,414円																																																																							
親ファンドの配当等収益額	B	－円																																																																							
配当等収益合計額	C=A+B	10,216,414円																																																																							
経費	D	5,651,822円																																																																							
差引配当等収益額	E=C-D	4,564,592円																																																																							
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	1,635,000,000口																																																																							
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	1,667,083,333口																																																																							
分配可能額	$H=E \times F \div G$	4,476,745円																																																																							
1万口当たり分配可能額	$I=H \div F \times 10,000$	27円																																																																							
1万口当たり分配金額	J	25円																																																																							
収益分配金金額	$K=F \times J \div 10,000$	4,087,500円																																																																							

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期（自 平成19年6月21日 至 平成20年6月20日）

関係	会社等の 名称	関係内容	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
委託会社の親 会社の子会社	SGAM Banque	エスジーエー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス債の売付、買付 の取り扱い等	エスジーエー・ソ シエテ ジェネラル アクセプタンス債 の売付額	83,855,828	—	—
委託会社の親 会社の子会社	エスジーエー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス・エヌブイ	エスジーエー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス債の発行体	ユーロ円建 利付社債	—	社債券	1,593,661,518

第7期（自 平成20年6月21日 至 平成21年6月22日）

関係	会社等の 名称	関係内容	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
委託会社の親 会社の子会社	SGAM Banque	エスジーエー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス債の売付、買付 の取り扱い等	エスジーエー・ソ シエテ ジェネラル アクセプタンス債 の売付額	74,171,468	—	—
委託会社の親 会社の子会社	エスジーエー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス・エヌブイ	エスジーエー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス債の発行体	ユーロ円建 利付社債	—	社債券	1,573,697,208

（注）エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス債の買付・売付価格は、公正価格により決定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

第6期（自 平成19年6月21日 至 平成20年6月20日）

該当事項はありません。

第7期（自 平成20年6月21日 至 平成21年6月22日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第6期 自 平成19年6月21日 至 平成20年6月20日		第7期 自 平成20年6月21日 至 平成21年6月22日	
設定年月日	平成14年7月19日	設定年月日	平成14年7月19日
設定元本額	6,297,000,000円	設定元本額	6,297,000,000円
期首元本額	1,820,000,000円	期首元本額	1,710,000,000円
元本残存率	27.2%	元本残存率	26.0%

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第6期 自 平成19年6月21日 至 平成20年6月20日		第7期 自 平成20年6月21日 至 平成21年6月22日	
種 類	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
社 債 券	1,593,661,518	△26,953,134	1,573,697,208	55,335,690
合 計	1,593,661,518	△26,953,134	1,573,697,208	55,335,690

3. デリバティブ取引関係

第6期（自 平成19年6月21日 至 平成20年6月20日）

該当事項はありません。

第7期（自 平成20年6月21日 至 平成21年6月22日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年6月22日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社 債 券	SOCIETE GENERALE ACCEPTANCE NV	1,585,110,000	1,573,697,208	
小 計	銘柄数：1		1,573,697,208	
	組入時価比率：96.5%		100%	
合 計			1,573,697,208	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年7月末日）

I 資産総額	1,636,438,517 円
II 負債総額	719,927 円
III 純資産総額（I－II）	1,635,718,590 円
IV 発行済数量	1,635,000,000 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.0004 円 (10,004 円)

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間（平成14年7月19日～平成15年6月20日）	6,297,000,000	0
第2期計算期間（平成15年6月21日～平成16年6月21日）	0	177,000,000
第3期計算期間（平成16年6月22日～平成17年6月20日）	0	2,330,000,000
第4期計算期間（平成17年6月21日～平成18年6月20日）	0	1,815,000,000
第5期計算期間（平成18年6月21日～平成19年6月20日）	0	155,000,000
第6期計算期間（平成19年6月21日～平成20年6月20日）	0	110,000,000
第7期計算期間（平成20年6月21日～平成21年6月22日）	0	75,000,000

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間における設定数量は、当初申込集期間中の設定数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

本書提出日現在

資本金の額 12億円

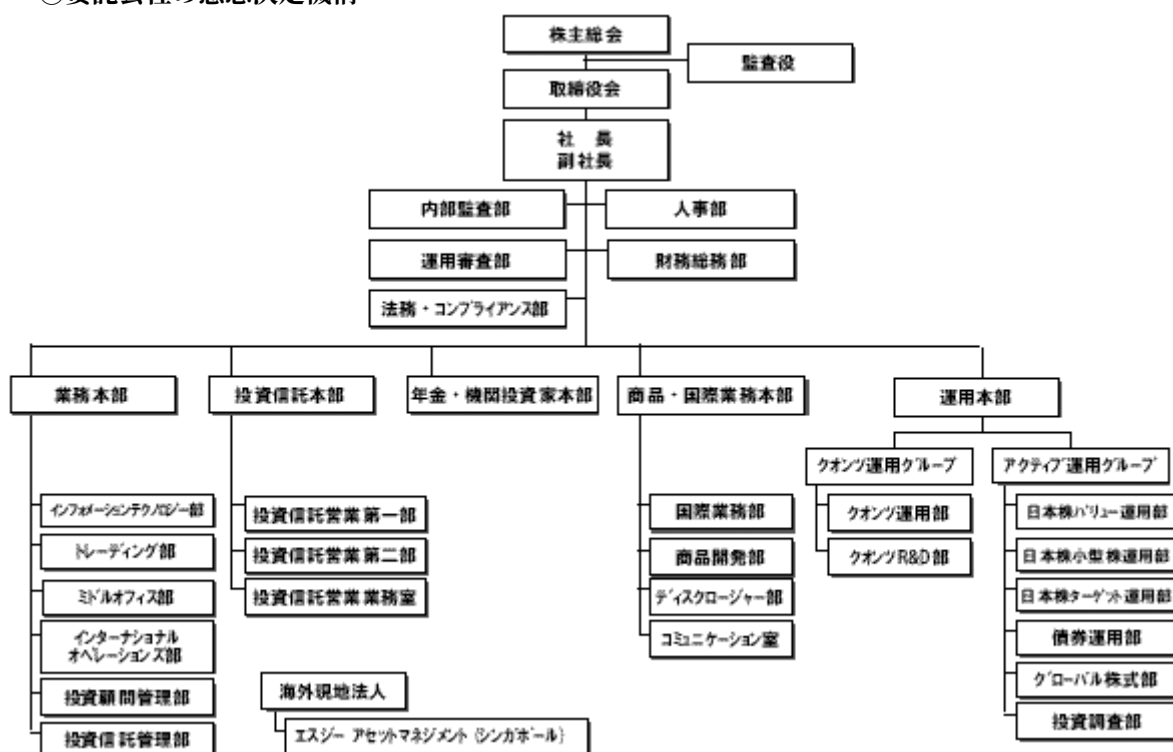
発行株式総数 9,000,000株

発行済株式総数 2,400,000株

過去5年間に於ける資本の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構



当社の業務執行における最高機関である取締役会は10名以内の取締役で構成されています。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

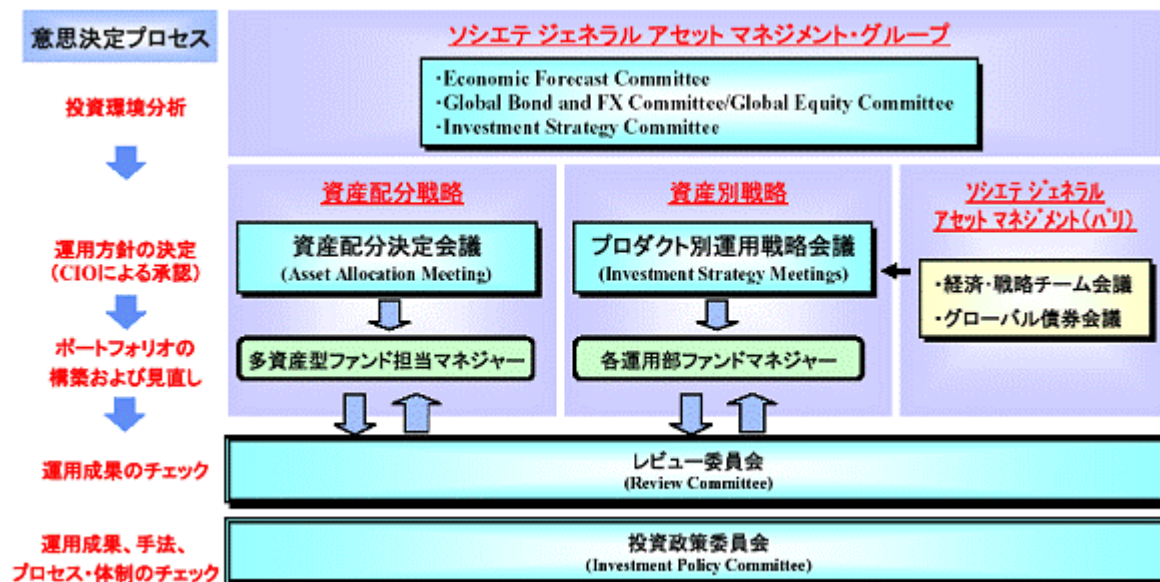
取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選任します。また、取締役中より会長、副会長および社長各1名、副社長3名以内、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会は年に4回以上開催するものとします。取締役会の招集通知は7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではありません。また取締役および監査役の方の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで開催される「Economic Forecast Committee」で決定したマクロ見通しをベースに「Global Bond and FX Committee」「Global Equity Committee」を経て「Investment Strategy Committee」でグループの株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
- ・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、多資産型ファンド担当マネジャーは、各運用部のファンド・マネジャーにアロケーションの指示、また各運用部のファンド・マネジャーは、ポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

2【事業の内容及び営業の概況】

①事業の内容

委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

②営業の概況

委託会社の運用する投資信託（公募）は平成21年6月末日現在、34本であり、その純資産総額の合計は2,286億円です。

種 類	本 数	純資産 (百万円)
単位型株式投資信託	4	4,776
単位型公社債投資信託	3	4,726
追加型株式投資信託 (うちファンド・オブ・ファンズ)	26 (4)	193,881 (41,846)
追加型公社債投資信託	1	25,316
合 計	34	228,699

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第27期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。また、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

(2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表について監査法人トーマツの監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	第27期 (平成20年3月31日現在)			第28期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円		千円	千円	%
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金・預金		3,202,614			3,156,430	
2 有価証券		-			304,050	
3 前払費用		52,515			73,159	
4 未収還付法人税等		-			220,066	
5 未収入金		16,762			21,409	
6 未収委託者報酬 *1		458,802			361,039	
7 未収運用受託報酬 *1		724,358			520,720	
8 未収投資助言報酬 *1		114,984			32,635	
9 繰延税金資産		133,000			48,000	
10 立替金		55,448			18,097	
11 その他 *1		5,415			5,088	
12 貸倒引当金		-			△4	
流動資産計		4,763,898	63.7		4,760,688	69.2
II 固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物 *2	106,464			97,726		
(2) 器具備品 *2	89,509			132,384		
有形固定資産計		195,973	2.6		230,109	3.3
2 無形固定資産						
(1) ソフトウェア	8,991			13,317		
(2) 電話加入権	2,219			2,219		
無形固定資産計		11,210	0.1		15,536	0.2
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券	1,232,884			618,262		
(2) 関係会社株式	168,117			168,117		
(3) 関係会社長期貸付金 *1	850,000			850,000		
(4) 長期未収入金	-			9,000		
(5) 長期差入保証金	242,313			230,137		
(6) ゴルフ会員権	17,890			5,440		
(7) 繰延税金資産	3,000			1,000		
(8) 貸倒引当金	△10,040			△12,640		
投資その他の資産計		2,504,163	33.5		1,869,316	27.2
固定資産計		2,711,347	36.3		2,114,962	30.8
資産合計		7,475,245	100.0		6,875,650	100.0

期 別 科 目	第27期 (平成20年3月31日現在)			第28期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
I 流動負債						
1 リース債務		-		11,731		
2 預り金 *1		218,812		180,159		
3 未払金						
(1)未払償還金	23,310			14,564		
(2)未払手数料 *1	286,778			219,436		
(3)その他未払金 *1	11,302	321,389		23,057	257,057	
4 未払費用 *1		397,015			161,982	
5 未払法人税等		380,285			-	
6 未払消費税等		22,291			9,336	
7 前受収益		110			167	
8 賞与引当金		111,000			87,177	
9 役員賞与引当金		17,700			15,578	
10 逸失利益補償損失引当金		50,000			-	
11 その他		7,756			7,387	
流動負債計		1,526,357	20.4		730,574	10.6
II 固定負債						
1 リース債務		-		9,733		
2 賞与引当金		6,718		3,293		
3 役員賞与引当金		6,970		3,417		
4 役員退職慰労引当金		21,760			-	
固定負債計		35,449	0.5		16,444	0.2
負債合計		1,561,806	20.9		747,018	10.9
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金		1,200,000	16.1	1,200,000		17.5
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	14.4		1,076,268	15.7
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金	110,093			110,093		
(2) その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	1,925,091			2,143,031		
利益剰余金計		3,635,184	48.6		3,853,124	56.0
株主資本計		5,911,452	79.1		6,129,392	89.1
II 評価・換算差額等						

1	その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等計 純資産合計 負債・純資産合計	1,987	0.0	△761	△0.0
		1,987	0.0	△761	△0.0
		5,913,439	79.1	6,128,631	89.1
		7,475,245	100.0	6,875,650	100.0

(2) 【損益計算書】

科 目	第27期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			第28期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円		千円	千円	
I 営業収益						
1 委託者報酬	2,805,185			2,690,051		
2 運用受託報酬	2,892,999			2,180,523		
3 投資助言報酬	346,425	6,044,609	100.0	235,867	5,106,441	100.0
II 営業費用						
1 支払手数料	1,414,304			1,343,455		
2 広告宣伝費	121,768			37,759		
3 公告費	1,731			5,544		
4 受益証券発行費	180			-		
5 調査費						
(1) 調査費	426,925			376,693		
(2) 委託調査費	248,367			174,969		
6 営業雑経費						
(1) 通信費	13,100			10,684		
(2) 印刷費	209,732			104,833		
(3) 協会費	724	2,436,832	40.3	8,675	2,062,613	40.4
III 一般管理費						
1 給料						
(1) 役員報酬	144,261			131,505		
(2) 給料・手当	1,564,340			1,598,540		
(3) 賞与	215,348			210,561		
(4) 役員賞与	29,720			1,100		
2 交際費	10,355			5,715		
3 旅費交通費	122,882			56,113		
4 租税公課	33,103			27,672		
5 不動産賃借料	223,834			219,017		
6 賞与引当金繰入	119,000			82,633		
7 役員賞与引当金繰入	26,000			12,161		
8 退職給付費用	49,801			45,921		
9 固定資産減価償却費	31,769			37,872		
10 福利厚生費	253,778			236,020		
11 諸経費	168,475	2,992,666	49.5	160,828	2,825,660	55.3
営業利益		615,111	10.2		218,168	4.3

IV 営業外収益						
1 受取配当金 *1	577,543			30		
2 有価証券利息	9,508			19,324		
3 受取利息 *1	11,908			14,801		
4 ゴルフ会員権売却益	-			107		
5 投資有価証券売却益	536			-		
6 投資信託監査報酬差益	24,608			28,560		
7 雑収入	1,863	625,966	10.4	2,378	65,199	1.3
V 営業外費用						
1 支払利息	-			53		
2 為替差損	28,478			36,422		
3 有価証券売却損	-			4,839		
4 ゴルフ会員権売却損	-			271		
5 雑損失	287	28,766	0.5	52	41,637	0.8
経常利益		1,212,311	20.1		241,731	4.7
VI 特別利益						
1 集団訴訟和解金 *2	-			4,592		
2 逸失利益補償損失引当金戻入益	-			17,932		
3 過年度償却債権取立益	-			5,169		
4 業務補助補償	61,996			-		
5 過年度計上未払費用訂正	12,321			-		
6 残余財産分配益	1,180			-		
7 分配金償還金時効益	47,915	123,412	2.0	7,729	35,422	0.7
VII 特別損失						
1 器具備品除却損	337			26		
2 逸失利益補償損失引当金繰入	50,000	50,337	0.8	-	26	0.0
税引前当期純利益		1,285,386	21.3		277,127	5.4
法人税、住民税及び事業税	538,091			20,953		
法人税、住民税及び事業税還付税額	12,036			52,965		
法人税、住民税及び事業税追徴税額	26,700			2,314		
法人税等調整額	△15,816	536,940	8.9	88,885	59,187	1.2
当期純利益		748,446	12.4		217,940	4.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,000,000
	当期変動額 別途積立金の積立	600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,776,645
	当期変動額 別途積立金の積立	△600,000
	当期純利益	748,446
	当期末残高	1,925,091
利益剰余金合計	前期末残高	2,886,738
	当期変動額	748,446
	当期末残高	3,635,184
株主資本合計	前期末残高	5,163,006
	当期変動額	748,446
	当期末残高	5,911,452
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	797
	当期変動額（純額）	1,189
	当期末残高	1,987
純資産合計	前期末残高	5,163,803
	当期変動額	749,635
	当期末残高	5,913,439

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000

資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額 当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	△2,747
	当期末残高	△761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

重要な会計方針

	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左								
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>15年～24年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>2年～20年</td></tr></table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。 また、資産運用契約等については効果が及ぶと見込まれる期間（5年）で償却しております。	建物	15年～24年	器具備品	2年～20年	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>15年～24年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4年～20年</td></tr></table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	建物	15年～24年	器具備品	4年～20年
建物	15年～24年									
器具備品	2年～20年									
建物	15年～24年									
器具備品	4年～20年									

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職に伴う慰労金の支給に備えるため、当期末において社内の規定に基づく支給見込額を計上しております。 (5) 逸失利益補償損失引当金 顧客の資金運用に係る逸失利益につき、当社の補償負担額を見込計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 _____ _____
--------------------	--	--

4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	——
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等 同 左

会計方針の変更

第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	_____
_____	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(貸借対照表) 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は798,011千円、「未収投資助言報酬」は、85,449千円であります。 (損益計算書) 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示されていた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は3,313,764千円、「投資助言報酬」は、245,200千円であります。	

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)																																						
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>39,094千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>31,655千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>75,675千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td>10,312千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,440千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>20,346千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>5,172千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>50,311千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	39,094千円	未収運用受託報酬	31,655千円	未収投資助言報酬	75,675千円	立替金	10,312千円	その他	4,440千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	20,346千円	その他未払金	5,172千円	未払費用	50,311千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>45,346千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>33,616千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>11,812千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>7,579千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>5,254千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>11,248千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	45,346千円	未収運用受託報酬	33,616千円	未収投資助言報酬	11,812千円	その他	3,636千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	7,579千円	その他未払金	5,254千円	未払費用	11,248千円
未収委託者報酬	39,094千円																																						
未収運用受託報酬	31,655千円																																						
未収投資助言報酬	75,675千円																																						
立替金	10,312千円																																						
その他	4,440千円																																						
関係会社長期貸付金	850,000千円																																						
預り金	898千円																																						
未払手数料	20,346千円																																						
その他未払金	5,172千円																																						
未払費用	50,311千円																																						
未収委託者報酬	45,346千円																																						
未収運用受託報酬	33,616千円																																						
未収投資助言報酬	11,812千円																																						
その他	3,636千円																																						
関係会社長期貸付金	850,000千円																																						
預り金	898千円																																						
未払手数料	7,579千円																																						
その他未払金	5,254千円																																						
未払費用	11,248千円																																						
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>57,897千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>37,490千円</td></tr> </table>	建物	57,897千円	器具備品	37,490千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>66,636千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>57,790千円</td></tr> </table>	建物	66,636千円	器具備品	57,790千円																														
建物	57,897千円																																						
器具備品	37,490千円																																						
建物	66,636千円																																						
器具備品	57,790千円																																						
3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。																																						

（損益計算書関係）

第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第28期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)				
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりです。 <table> <tr><td>受取配当金</td><td>577,514千円</td></tr> </table>	受取配当金	577,514千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> </table>	受取利息	14,758千円
受取配当金	577,514千円				
受取利息	14,758千円				

*2.特別利益に含まれる業務補助補償 業務補助補償は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントが日本における業務の推進を図るために当社が提供した役務に対する対価のうち、前事業年度以前に発生したもののについてソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントから支払われたものであります。なお、当事業年度に発生したもののについては、発生した費用と相殺しております。	*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのSGY外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。
---	---

(株主資本等変動計算書関係)

第27期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

第28期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

(リース取引関係)

第27期 (自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31 日)	第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)																												
(単位：千円) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額 相 当 額</th><th>減価償却 累 計 額 相 当 額</th><th>期末残高 相 当 額</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>29,911</td><td>20,854</td><td>9,057</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>1,565</td><td>1,252</td><td>313</td></tr><tr><td>合計</td><td>31,476</td><td>22,106</td><td>9,370</td></tr></table> (2)未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1年以内</td><td>5,784</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>3,763</td></tr><tr><td>合計</td><td>9,547</td></tr></table> (3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>10,247</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>9,843</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>222</td></tr></table> (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額	器具備品	29,911	20,854	9,057	ソフトウェア	1,565	1,252	313	合計	31,476	22,106	9,370	1年以内	5,784	1 年 超	3,763	合計	9,547	支払リース料	10,247	減価償却費相当額	9,843	支払利息相当額	222	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2)リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
	取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額																										
器具備品	29,911	20,854	9,057																										
ソフトウェア	1,565	1,252	313																										
合計	31,476	22,106	9,370																										
1年以内	5,784																												
1 年 超	3,763																												
合計	9,547																												
支払リース料	10,247																												
減価償却費相当額	9,843																												
支払利息相当額	222																												

（有価証券関係）

第27期

（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,222,404	1,226,700	4,296
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,222,404	1,226,700	4,296
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	7,100	6,154	△946
	小計	7,100	6,154	△946
合計		1,229,504	1,232,854	3,350

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	503,978	536	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 1 0 年以内 (千円)	1 0 年超 (千円)
1. 債券				

（１）国債・地方債等	303,900	922,800	-	-
（２）社債	-	-	-	-
（３）その他	-	-	-	-
２．その他	-	-	-	-
合計	303,900	922,800	-	-

第28期

（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	611,835	614,400	2,565
	(3) その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,730	304,050	△1,680
	(3) その他	6,000	3,832	△2,168
	小計	311,730	307,882	△3,848
合計		923,565	922,282	△1,283

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
国 債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

３．時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 子会社株式 子会社株式	168,117
(2) その他有価証券 非上場株式	30

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

(デリバティブ取引関係)

第27期

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第28期

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

１．親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	住 所	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	307百万 ユーロ	投 資 顧問業	(被所有) 間接 100%	兼任 1人	事業の統 括 及び管理	運用受託報酬 *1	129,707	未収運用 受託報酬	31,610
								投資助言報酬 *1	173,760	未収投資 助言報酬	73,403
親会社	SGAMノースパシ フィック株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接 100%	兼任 2人	持株会社	貸付金の返済	200,000	-	-
								資金の貸付 *2	850,000	長期貸付 金	850,000
								利息の受取 *2	11,579	未収利息	3,788

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

２．兄弟会社

属 性	会社等の名称	住 所	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の 子会社	ソシエテジェネラル アセットマネジメン ト オルタナティブ インベストメント	フランス パリ市	68,673 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	なし	運用再委託 *1	14,913	未払手数 料	32,210
								運用再委託 *1	49,245	未払投資 顧問料	146,307
								経費の立替 *2	209,592	立替金	34,131
								業務補助補償 *3	61,996	-	-
親会社の 子会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	1,179 百万 ユーロ	銀行業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	438,229	未収運用 受託報酬	15,685

親会社の 子会社	ソシエテ ジェネラ ル アセット マネジ メント ルクセンブ ルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	146,494	未収運用 受託報酬	11,094
-------------	--	-----------------------------	---------------	------------	----	----	-------	-----------	---------	--------------	--------

(注)

1. ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該兄弟会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
 - *3 業務補助補償は、契約に基づいて当社が提供した役務対価であり、前事業年度以前に発生したものについて同社から支払を受けたものであります。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万 ユーロ	投 資 顧問業	(被所有) 間接 100%	事業の統括 及び管理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用 受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資 助言報酬	9,131
親会社	SGAMノースパシフィック株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接 100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付 金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

1. ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	ソシエテジェネラル アセットマネジメント オルタナティブ インベストメント	フランス パリ市	82,035 千ユー ロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数 料 *1	14,415	未払手数 料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問 料 *1	53,448	未払投資 顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-

同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグ	ルクセンブルグ市	1,179 百万 ユーロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用 受託報酬	344
同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ	ルクセンブルグ市	5,000 千ユー ロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用 受託報酬	7,315

(注)

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2.親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	70,287	53,885
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,085	5,145
未払事業税等否認額	43,371	11,623
ゴルフ会員権評価損否認額	21,773	7,430
その他有価証券評価差額金	-	522
役員退職慰労引当金繰入否認額	8,854	-
逸失利益補償損失引当金繰入否認額	20,345	-
過年度債権償却否認額	3,036	-
繰延税金資産小計	188,959	95,812
評価性引当額	△51,596	△29,556
繰延税金資産合計	137,363	66,257
繰延税金負債		
事業税還付未収金	-	△17,257
その他有価証券評価差額金	△ 1,363	-
繰延税金資産の純額	136,000	49,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率		40.69%
(調 整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		8.02%
住民税均等割	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております	0.83%
評価性引当額		△7.95%
過年度法人税等還付額		△19.11%
過年度法人税等追徴額		0.84%
税額控除額		△1.41%
その他		△0.55%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.36%

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の額

（単位：千円）

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
退職給付費用*1	567	1,333
その他 *2	49,234	44,588
合計	49,801	45,921

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第27期 (自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31 日)		第28期 (自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日)	
1株当たり純資産額	2,463.93円	1株当たり純資産額	2,553.60円
1株当たり当期純利益金額	311.85円	1株当たり当期純利益金額	90.81円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
当期純利益	748,446千円	当期純利益	217,940千円
普通株式に係る当期純利益	748,446千円	普通株式に係る当期純利益	217,940千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

第27期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。

第28期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済み株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その決議権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期によるものとします。

取締役の変更があった場合には、監督官庁に届け出なければなりません。また取締役が、他の会社の取締役、会計参与、監査役または執行役に就任した場合または退任した場合には、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出ることが必要です。

(2) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 の 額 (平成21年3月末日現在)	事 業 の 内 容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。登録証券業務のサービスも提供しています。

(2) 販売会社

名 称	資 本 の 額 (平成21年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社三井住友銀行	664,986百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	証券業を中心としたサービスを提供しています。

(3) 投資顧問会社

名 称	資 本 の 額 (平成21年12月末日現在)	事 業 の 内 容
ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント オルタナティブ インベストメンツ	82,034,935 ユーロ	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント オルタナティブ インベストメンツ（SGAM AI）は、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM）が過去10年以上にわたって仕組み商品の開発・運用を行ってきた専門部門を、SGグループの仕組み商品の資産運用会社として平成9年1月に創設されました。元本確保型ファンドをはじめストラクチャード ファンド、ヘッジ ファンド、デリバティブ ファンド等の多様なファンドの運用を行っております。

(4) 保証銀行

名 称	資 本 の 額 (平成20年12月末日現在)	事 業 の 内 容
ソシエテ ジェネラル	725,909,055.00ユーロ	ソシエテ ジェネラルは、1864年に設立されたフランス大手の民間銀行です。ソシエテ ジェネラル グループの営業活動は、伝統的な銀行業務、証券業務、投資信託の運用・販売業務、資産運用業務、カード業務、エレクトロニクス・バンキング、リース業務、保険業務など多岐にわたっており、中でも資産運用業務については、フランス大手投信運用会社であるソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを中核としてグローバルな運用サービスを提供しております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

《参考情報》

再信託受託会社の概要（平成21年3月末日現在）

名 称	: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資 本 金	: 10,000百万円
資本構成	: 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	: 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、販売業務を行います。

(3) 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社として、委託会社より運用権限の委託を受けて、運用業務を行います。

(4) 保証銀行

ファンドの償還時に元本価額の確保を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社との資本関係はありません。最終的な親会社は、ソシエテジェネラルです。

(4) 保証銀行

委託会社との資本関係はありませんが、委託会社の最終的な親会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年6月30日	有価証券報告書の訂正報告書（第2期～第5期） 提出
平成20年9月19日	有価証券報告書 提出
平成21年3月12日	半期報告書 提出

独立監査人の監査報告書

平成20年8月22日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高尾 幸治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG償還時元本確保型ファンド02-07の平成19年6月21日から平成20年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG償還時元本確保型ファンド02-07の平成20年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年8月17日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG償還時元本確保型ファンド02-07の平成20年6月21日から平成21年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG償還時元本確保型ファンド02-07の平成21年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	後 藤 順 子	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 順 子	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。